

平成 21 年 8 月 25 日
農林水産省改革推進室

農林水産省改革の進捗状況について（案）
（4 月から 8 月までの取組の総括）

1 取組の現状と課題

（1）農林水産省改革の取組については、本年春以降、第 3 回及び第 4 回の農林水産省改革推進本部（以下「本部」という。）で了承された推進方針に即し、着実に進めてきた。（参考 1）

（2）すなわち、

- ① 改革のツールとして 3 月末までに取りまとめた 37 の成案・結論については、職員へのアンケート調査を通じた浸透状況の確認や本部における取組事例の紹介等を行いながら、各部局・部署での自発的な取組を促してきた。
- ② また、政策決定プロセスの改善策や国民視点に立った予算の作成、地方出先機関に対する情報提供の改善策等組織全体で取り組むべき課題については、本部で審議し、その結果を踏まえ各部局に具体的な取組を求めてきた。
（参考 2）
- ③ さらに、「農林水産省改革の工程表」（平成 20 年 12 月 24 日農林水産省省議決定）の 2 回目の大きな区切りである 8 月末に向けて、成案・結論を得るべき事項の検討に取り組んできた。特に、健全な労使関係の構築については、本年 3 月以降、不適切な労使慣行や無許可専従の実態が次々と明らかとなり、国民から厳しい目が向けられる中で抜本的な改善に取り組んできた。

（3）その結果、農林水産省改革は、次のように一定の進捗を見たところである。

- ① 省改革のための各種のシステム・ツールの存在自体は職員に広く認知されている。また、接遇マニュアルは研修のみならず、様々な部局・部署で広く自発的に活用されているほか、B S E 問題や事故米問題の教訓レポートは全ての職員が読了し、それぞれの業務に即して活用され始めている。
- ② 本部で了承した全体の方針に沿って、予算の官房要求時から国民に対する説明ぶりを意識した要求が行われたり、本省と地方出先機関の意思疎通を改善しようとする動きが現れ始めている。また、政策決定プロセスの改善策については、第 5 回以降の本部で毎回議論し、8 月末の期限を待たず、第 7 回

会合で了承された。

- ③ その他の8月末までに成案・結論を得るべき事項（行動規範など）についても、着実に検討が進んだ（別添資料1－2～資料1－5）。特に、労使関係については、無許可専従問題に関連して約900人の職員を処分等の措置を行ったほか、従来の労使間の取り決め等を全て一旦廃止し、新たな基本方針の下で、健全な労使慣行構築のための工程表づくりが進められるなど、これまでの対応への深い反省に立った対応がなされた。

（4）他方で、次のような課題も見受けられるところである。

- ① 省改革の取組を自己の業務と関係づけて捉える習慣が身に付いておらず、このため、各種システム・ツールの存在は知っているものの、きちんと読んで理解していない、具体的に業務に活用していない職員がまだ多くいる。
- ② 予算要求時の工夫や本省・地方出先機関の意思疎通の改善が成果として現れてくるのはこれからであり、予算の編成や業務執行の過程において、効果が出ているか検証することが必要である。また、政策決定プロセスの改善策については、今後数年間の農政の方向付けを行う新たな食料・農業・農村基本計画の決定過程を始め、これから立案していく政策の決定過程において具体的な適用を確保していかなければならない。
- ③ 8月末までに成案・結論を得る事項についても、よくその浸透方策や実効性確保のための仕組みを考える必要がある。

2 9月以降の進め方

以上の課題を踏まえて、9月以降、次の基本的な方針で省改革を推進する。

（1）各種システム・ツールの活用度向上のための改善策

各種システム・ツールを作成した部署やその浸透に責任を持つ部署は、当該システム等が職員に十分活用されていない原因を分析し、その結果に基づき実施した改善策を次回の本部に報告する。

（2）政策決定プロセスの改善策などの定着に向けた取組

- ① 大臣官房政策課は、政策決定プロセスの改善策を踏まえて作成した「政策決定プロセス改善のためのチェックシート」を活用し、本省・地方出先機関の各部署に現在の政策決定プロセスのチェックを行わせ、課題を明らかにさせるとともに、改善策の提示と実行を求めることを通じその定着を図る。

- ② また、大臣官房情報評価課は、政策決定プロセスの改善に不可欠な国民への情報提供を充実させるため、各部局のプレスリリース等の改善に向けた取組を行うとともに、平成22年度以降の政策評価の対応方針を検討する中で、政策評価における政策決定プロセスの検証方法についても成案を得る。
- ③ さらに、官房予算課は、今後の予算編成過程において、第4回の本部で了承された方針に沿った対応が行われるかどうか、引き続きチェックを行う。

(3)「国民視点確認月間」の総括を踏まえた対応

9月の「国民視点確認月間」において各部局・部署で行う業務再点検や職員の意識調査の結果等の総括を本部で行い、これを踏まえ改めてその後の省改革の推進方針を確認することとする。

農林水産省改革の推進方針

(4～8月)

○ 第3回農林水産省改革推進本部（3月31日）資料2より抜粋

3 4月以降の農林水産省改革の進め方

(1) 成果の検証を踏まえた取組の着実な推進

4月以降は、これまで得られた成案等に沿って、組織的な取組を着実に進めることが基本となる。その際、国民に評価されているかとの視点から、具体的な取組成果を検証して改革の達成度を確認し、必要に応じて目標の達成により効果的な取組方法を講じていく必要がある。

○ 第4回農林水産省改革推進本部（4月30日）資料1より抜粋

2 推進方針

(1) 取組の客観的な評価と本部で取組方針の確認

イ このため、国民視点から特に重要と考えられる事項の取組状況について、

① アンケート調査等により可能な限り客観的に把握し、課題を抽出する。

② その上で、組織全体として具体的な取組方針や改善策が必要と考えられる場合は、本部で議論・決定を行い、各部局に具体的な取組を求める。

③ 取組については、国民に評価されているかどうかの検証を求め、本省・地方出先機関を通じ、評価される取組を行った部局・職員を広く省内に紹介する。その一方で、国民の評価が必ずしも高くない部局等については、本部においてその原因・改善策を説明させることも含め、成果が挙がる取組を求めていく。

農林水産省改革推進本部において取り上げた議題一覧
(第4回～第8回)

○ 第4回

- 1 8月末までの省改革の推進方針
- 2 国民視点に立った予算の作成について
(予算のわかりやすいPR資料の作成作業における反省を踏まえて)
- 3 食品の安全確保に関する一斉研修(一般職員研修)の実施結果について
- 4 挨拶の実施状況と改善策について

○ 第5回

- 1 業務再点検の結果について
- 2 ヒヤリ・ハット事例収集及び活用の状況について
- 3 職場における省改革の取組方針等の共有について
- 4 政策決定プロセスの改善策について
- 5 食品の安全確保に関する一斉研修(一般職員研修)の再研修について(林野庁以外)
- 6 アンケートでの不適切な記入の問題点の分析と再発防止策について

○ 第6回

- 1 「質の行政改革」の推進について
- 2 政策決定プロセスの改善策のとりまとめに向けて／農林水産省の政策決定プロセスの改善策(仮称)(素案)
- 3 9月の「国民視点確認月間」の実施方針について
- 4 過去の失敗から得られた教訓の業務への反映状況について
- 5 本部等での指摘事項に対する各局庁の取組事例

○ 第7回

- 1 農林水産省の政策決定プロセスの改善策(案)
- 2 地方出先機関に対する情報提供の改善策について

○ 第8回

- 1 農林水産省改革の進捗状況について(4月から8月までの取組の総括)
- 2 「国民視点確認月間」における取組方針の再確認等について